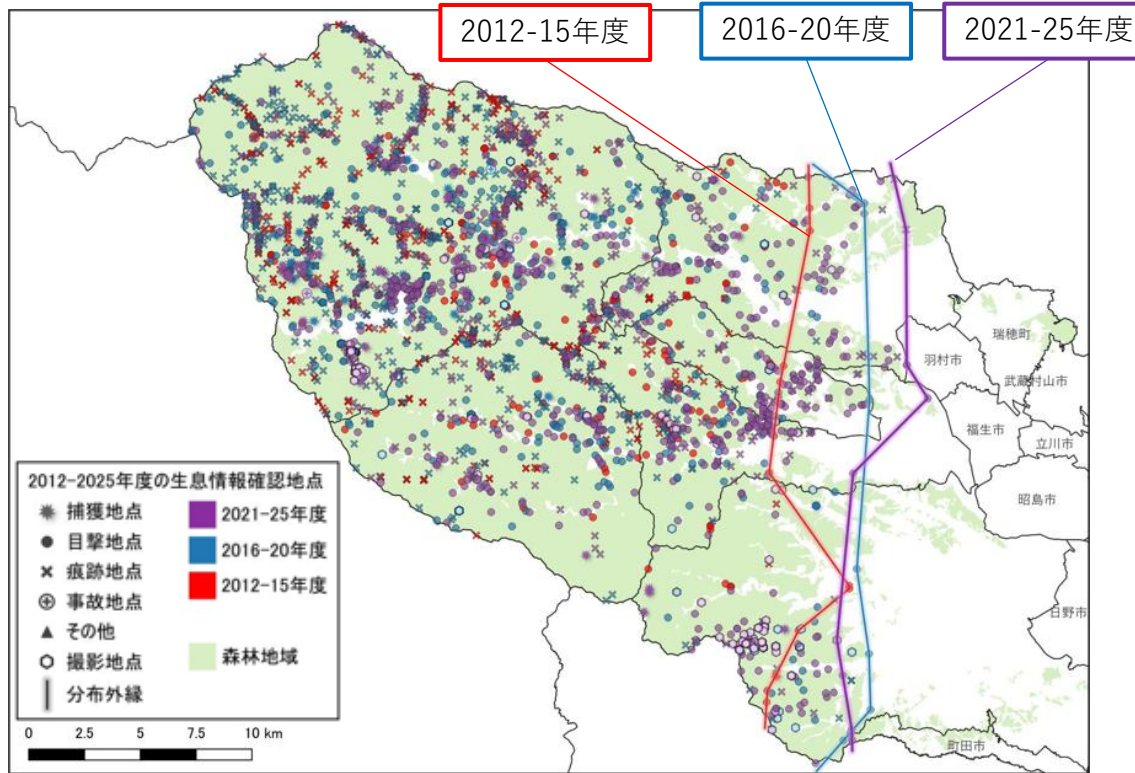
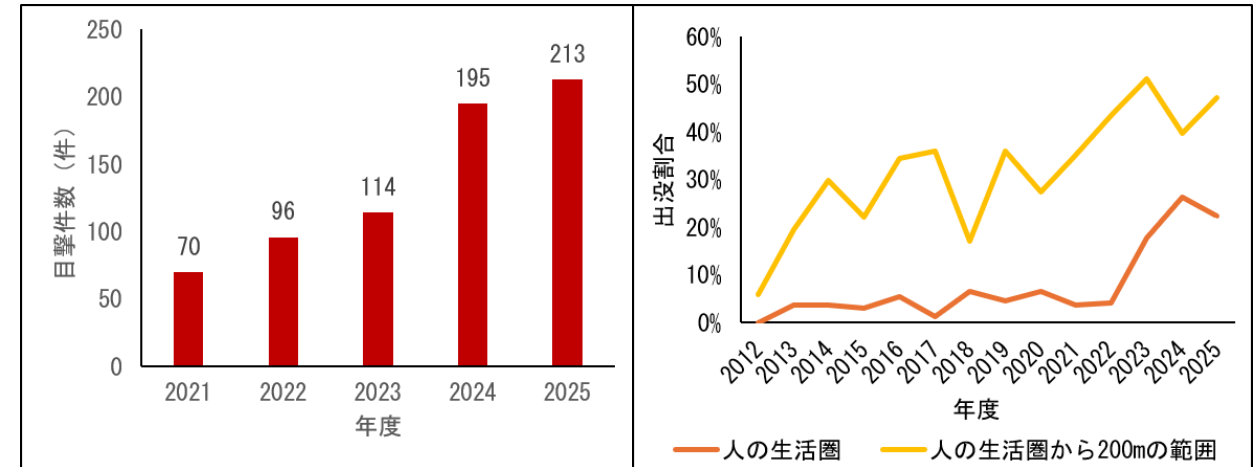


1 東京都における生息状況



期間別の生息情報の確認地点

出典：令和7年度ツキノワグマ生息状況等調査委託業務報告書

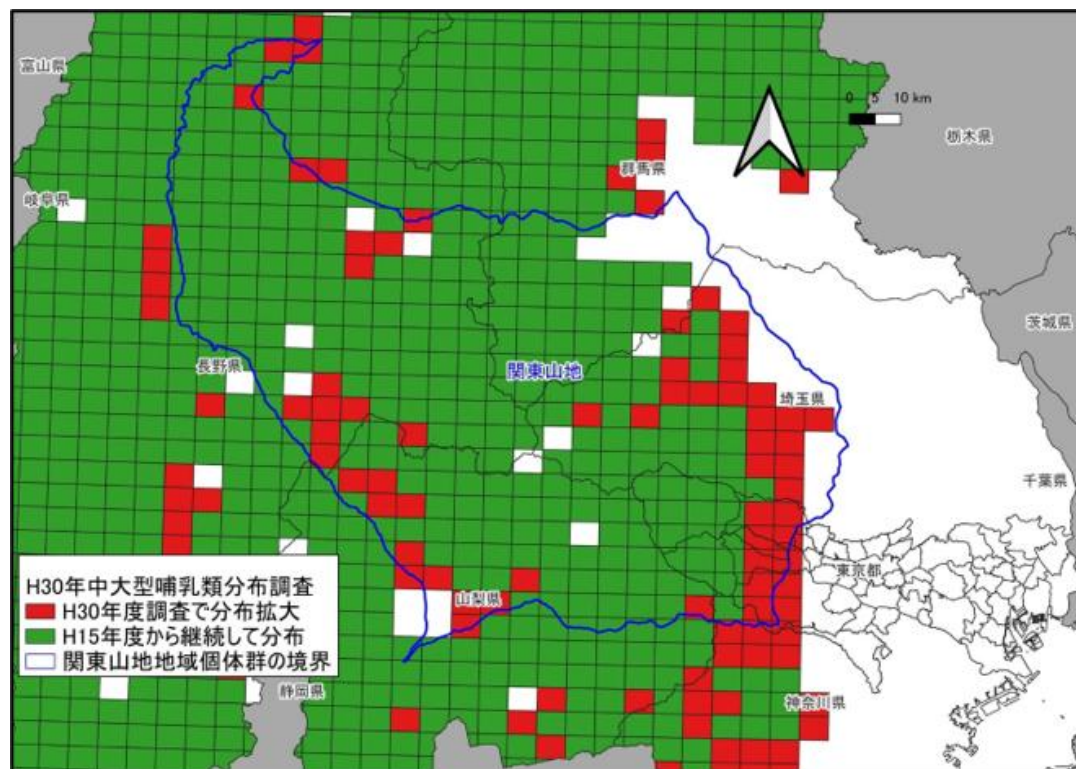


年度別の目撃件数（左図）と 人の生活圏内における出没割合（右図）

出典：令和7年度ツキノワグマ生息状況等調査委託業務報告書

- 分布域が拡大し、東京都西部の森林域のほぼ全域で生息情報が確認されている。
- 目撃数が増加し、人の生活圏付近への出没割合が上昇している。
- 2025（令和7）年の生息数は120-378頭（95%信頼区間、平均値235頭）と推定。

2 関東山地地域個体群の生息状況



関東山地地域個体群における分布状況

出典：令和7年度ツキノワグマ生息状況等調査委託業務報告書

- 東京都のクマの分布域は、関東山地地域個体群の東端に位置している。
- 平成30年の分布調査以降、関東山地地域個体群で、統一した手法による生息状況の把握や保護管理は行われていない。
- 今後、統一的な手法で生息状況調査等を行っていく必要がある。

➤ 捕獲数の目安を設定

- 本計画では目標個体数は定めず、継続的なモニタリングによる生息情報等の蓄積をまって設定を検討する。
- 許可捕獲と狩猟捕獲等を合計して捕獲数を管理する。

【参考】 捕獲数の目安の計算

$$\begin{array}{ccccc} 235\text{頭} & \times & 0.145 & = & 34\text{頭} \\ \text{(2025年度の推定個体数の平均値)} & & \text{(自然増加率)} & & \text{(捕獲数の目安)} \end{array}$$

出典：令和7年度ツキノワグマ
生息状況等調査委託業務報告書

出典：平成22年度 特定哺乳類生息状況
調査及び調査体制構築検討業務

➤ 狩猟の解禁（→後ほど詳細に解説）

都では、狩猟解禁による影響を含めたクマの生息状況の変化をより正しく把握することが重要であることを踏まえ、下記の調査を実施する。

➤ ヘアトラップ調査

→ 個体数推定を目的として実施。

→ これまでよりも頻度を増やし、2-3年に1度の頻度で実施。

➤ 自動撮影カメラ調査

→ 撮影頻度の把握を目的として実施。

→ 毎年度実施。

→ 調査結果を踏まえ、順応的管理を実施。

➤ 堅果類の豊凶調査

→ 広域に毎年度実施。

→ 秋季のクマ出没の予測に活用。

広域連携を進めるにあたり、2026年度中に当該個体群に属する県（群馬県、埼玉県、山梨県、長野県）や環境省と調整を図る。

計画期間においては、以下の方針のもと広域連携を進める。

- 関係県や環境省と連携し、生息状況調査の方法の統一を図ることを調整する。
- 当該個体群に固有な自然増加率等の基本データについて取得を進める。
- 広域管理では、各関係機関が、最新の技術動向等を踏まえ、有効な対策法を相互に情報共有することで、対策を推進していくことを想定。

【現状】

- 保護の必要性が高い種として2007（平成19）年度に狩猟の自粛を要請。
- 2008（平成20）年度から現在まで、狩猟禁止鳥獣に指定し、狩猟による捕獲を禁止。

【本計画】

- 一定の個体数が生息していることが確認され、分布域の拡大がみられてることから、狩猟によるクマの捕獲禁止の制限を解除。
- 解除にあたっては、狩猟者の安全確保の点などから、一定の制限事項を設ける。

7 狩猟による捕獲の制限事項

(1) 期間

案1：11月15日から翌年2月15日まで

- ・鳥獣保護管理法施行規則による狩猟期間とする
- ・状況を確認しながら今後必要に応じた期間変更を検討する

案2：11月1日から12月31日まで

- ・安全性の面から冬季の穴グマ猟を避け、秋季に巻き狩りによる狩猟を推進することから、前倒した狩猟期間とする

(2) 狩猟者の制限

地元地域における捕獲技術を有した捕獲者の育成と継承、安全管理の観点から、以下の者を対象とする。

- ①狩猟開始前に東京都知事の事前承認（事前講習の参加）を受けた者
- ②狩猟による一定の経験を有する者（経験等は別途定める）

(3) 捕獲数の管理

- ・生息数等のモニタリング情報も踏まえ、許可捕獲及び狩猟捕獲等を合計して捕獲数を管理する。

(4) 提出物等

- ・出猟報告のほか、個体情報と個体サンプルの提出の協力を求める。
（事前講習を受講した計画的な狩猟へのインセンティブを設置）